【申請書記入に関するお問合せ】キヤノンITソリューションズ株式会社　EDI-Master シリーズ製品担当　TEL:03-6701-3457

EDI-Master

提出先：保守契約者（→発注先企業）→キヤノンITソリューションズ株式会社

EDI-Masterシリーズ　保守サービスパック申請書（兼　保守ユーザ登録書）

貴社に対し、以下の通りEDI-Masterシリーズの保守の申込みを行います。お請けいただける場合はご返信ください。

保守期間は保守サービス申込月の翌月1日から1年間です。

但し、保守サポート終了日の確定している製品は、製品保守サポート終了日までとなります。

（保守サービスパック約款　※注意事項欄　にてご確認ください。）

新規購入の場合、お申込月は無償サポート期間となります。

「★」箇所は必ずご記入ください

申請日　★	20　　年　　月　　日

保守対象製品　★　（A、Bいずれかにチェックを入れてください）

☐ A.製品と保守の同時購入（保守対象製品の記載は不要です）

☐ B.保守のみ購入（下記枠内に、保守対象製品の名称とシリアル番号をご記入ください）

対象製品名	シリアル番号	専用モデム・専用TAのシリアル番号

①保守契約者情報（エンドユーザ）　★

製品サポート情報（サポートサイトのログインID、バージョンアップのお知らせなど）を、メールにてご案内します。
サポート情報の通知先を契約者とは別に指定したい場合、「②サポート情報案内先」をご記入ください。
保守契約者情報は、製品ご利用ユーザとして、弊社にてユーザー登録を代行いたします。

会社名		部署名	
氏名		役職	
E-Mail			
住所	〒		
TEL		FAX		セミナー等のご案内	可　否

当社は、キヤノンITS所定の別紙『保守サービスパック約款』の各条項に同意し、

上記のとおり保守サービスを申し込みます。

印

（担当者印可）

②サポート情報案内先

製品サポート情報（サポートサイトのログインID、バージョンアップのお知らせなど）を、「①保守契約者情報（エンドユーザ）」とは別に指定したい場合、ご記入ください。①と同じ情報は空白で結構です（①と異なる情報のみ、ご記入ください）

会社名		部署名	
氏名		役職	
E-Mail			
住所	〒		
TEL		FAX		セミナー等のご案内	可　否

更新案内先　★

保守サービス更新について、次回保守費用や更新のお手続きをご案内します。いずれか1箇所をご指定ください。
ご指定が無い場合、「①保守契約者情報」にご記入のご担当者様へご案内します。

☐ ①保守契約者情報　に案内希望

☐ ②サポート情報案内先　に案内希望

☐ ③その他案内先　に案内希望（ご案内先を、下記枠内にご記入ください

会社名		部署名	
氏名		役職	
E-Mail			
住所	〒		
TEL		FAX		セミナー等のご案内	可　否

【個人情報に関する取り扱い】
ご記入頂いたお客様の個人情報の管理元はキヤノンITソリューションズ株式会社　プロダクトソリューション事業本部　パッケージソリューション事業部　第三販売部です。ご記入頂いた情報は本件保守サービス提供の他、キヤノンITソリューションズ株式会社（以下、当社）若しくは、各グループ会社からの製品・サービスのご紹介、関連セミナー・展示会等のご案内、その他関連する事業活動の目的でのみ利用させて頂きます。

当社はお客様の個人情報を適切な安全対策のもと管理し、次の場合を除き第三者に開示・提供致しません。（ア）当社と機密保持契約を締結している協力会社、提携企業及び業務委託会社に対して、左記

お客様ご自身の個人情報の開示・訂正・削除を希望される場合には、下記宛にご連絡ください。
パッケージソリューション事業部　第三販売部　TEL：03-6701-3457

個人情報の取扱全般に関する当社の考え方をご覧になりたい方は、当社個人情報保護方針（http://www.canon-its.co.jp/policy/index.html）を御覧ください。

保守サービスパック約款

キヤノンＩＴソリューションズ株式会社（以下「弊社」といいます）は、弊社のソフトウェア・プロダクト（以下、「弊社製品」といいます）の保守サービスを、以下の条件に基づきお客様に提供致します。お客様は、以下の条件に同意し、弊社所定の方法で保守ユーザー登録をすることにより保守サービスを受けることができます。

第１条（保守サービス内容および対象範囲）

１．保守サービスの対象は、お客様が保守サービスを申し込んだ弊社製品（以下「保守対象製品」といいます）に限られます。なお、保守対象製品がインストールされたコンピュータのオペレーティングシステムおよび前提ソフトウェアならびにハードウェアが製造元の通常サポート対象となっていることを保守サービス提供の前提条件とします。

２．弊社が提供する保守サービス内容は、次の各号のとおりとします。

（１）操作方法のご質問に対する回答（但し、マニュアルで予めご確認の上、お問合せください）

（２）弊社の責に帰すべき事由による障害に対する対応

（３）バージョンアップ版の提供（年１回に限ります）

（４）パッチファイルの提供

（５）紛失・破損時のマスタ CD-ROM、マニュアルの提供（但し、年１回に限ります。またソフトウェアサポート期間が終了したバージョン又はサポート期間が終了した製品についてはご提供致しかねます）

（６）保守対象製品と併用する弊社専用機器の無償修理または交換および修理期間中の代替機貸出。取扱説明書に従った正常な使用状態で発生した自然故障の場合に限るものとし、ハードウェア修理サポート期間内にある専用機器のみ対象とします。但し、別途弊社が定めた保守サポート期間が存在するハードウエアに関してはそちらを優先します。代替機の送料実費はお客様にてご負担頂きます。

（７）通信テストサービス

３．障害対応において、弊社製品に起因するかまたは弊社製品以外の製品（ハードウェアを含む。以下「第三者製品」といいます）に起因するかの切り分けの必要性がある場合、お客様は弊社に対してお客様による当該第三者製品の製造元への問合せ等、切り分けに必要な協力をするものとします。また、障害対応においてやむを得ず保守対象製品のバージョンアップまたはパッチファイル適用の必要がある場合、お客様はそれに応じるものとします。これに伴いお客様が実施されるシステム検証等の費用については、弊社は負担しないものとします。

第２条（保守サービスの時間帯および受付方法、実施方法等）

１．保守サービスの受付および実施時間帯は、祝祭日・年末年始その他の弊社休業日を除く月曜日から金曜日の９時３０分から１２時００分、１３時００分から１７時００分までとします。

２．保守サービスは電話/FAX/ホームページ上の問合せフォームより受け付けます。

３．保守サービスの受付内容が第１条の保守サービス内容または対象範囲を超える場合、両者協議の上対応を検討するものとします。

４．弊社は次の各号のいずれに該当する場合、保守サービスの提供を一時的に中止することがあります。

（１）保守サービスの提供・運営もしくは運用上・技術上の観点から弊社が必要と判断した場合

（２）天災地変その他の非常事態が発生し、保守サービスの提供が困難または不能となった場合

第３条（料金および支払方法）

１．保守サービス料金は、弊社所定の料金とします。（なお、各保守対象製品の弊社出荷日の翌月１日から保守サービスの契約開始日までの間に保守サービス未加入期間がある場合、お客様は、弊社が別途定める料金を支払うものとします。）

２．お客様は、保守サービス料金を、保守サービス申込日の翌月末日までに弊社指定の金融機関口座に振込むものとします。この際、振込手数料はお客様のご負担とします。

３．前二項の内容についてお客様と弊社の間で書面にて別段の合意をした場合は、その内容を優先するものとします。

４．お客様が第三者（弊社のパートナー等）を通じて保守サービスを申し込んだ場合、保守サービス料金は当該第三者を介して弊社に支払うものとします。

第４条（契約の譲渡・再委託）

１．お客様は弊社の事前の書面による承諾なしに、本約款に基づく契約（以下「本契約」といいます）上の権利・義務の一部または全部を第三者に譲渡しまたは継承させることはできないものとします。

２．弊社は保守サービスの全部または一部を再委託できるものとします。この場合、弊社は自らの責任と負担により再委託するものとし、当該再委託先に対して、本契約上の弊社の義務と同等の義務を遵守させるものとします。

第５条（保証・免責）

１．弊社の保守サービスに対する保証は、保守サービスの提供に限定されるものとし、保守サービスに瑕疵があった場合、弊社は必要な保守サービスを合理的な範囲で繰り返し実施することとし、それ以上の保証は行わないものとします。

２．前項の規定は、保守サービス実施に関する弊社の責任のすべてを規定したものであり、弊社製品のすべての欠陥が是正されること、弊社製品が正常に作動すること、第三者製品に起因する障害の対応を実施することとします。但し、お客様のデータや動作環境を復旧させることを保証するものではありません。なお、当該データや動作環境は、お客様が責任をもって管理するものとし、いかなる場合も弊社は何ら責任を負わないものとします。

第６条（保守サービス契約期間、中途解約、販売停止に伴う措置）

１．本契約の契約期間は、保守サービス申込月の翌月１日より１年間とします。但し、保守サポート終了製品は保守サポート終了日までとなります。なお、本項についてお客様と弊社が書面による別段の合意をした場合は、その内容が優先されるものとします。

２．本契約は、第７条に定める場合を除き中途解約できないものとします。

３．お客様が弊社に支払った保守サービス料金は返金されないものとします。また本契約終了時点でお客様に保守サービス料金の未払金がある場合、速やかに弊社に支払うものとします。

４．保守対象製品の全部または一部について弊社が販売を停止した場合、当該製品の保守サービスは、販売停止日の翌日より１年間を限度として継続しうるものとします。

第７条（契約の解除）

相手方が次の各号の一に該当する事由が生じたとき、お客様および弊社は、いつでもなんらの催告を行うことなく、本契約の全部または一部を解除することができます。

（１）本契約に違反し、相当期間を定めて催告されたにもかかわらず是正しないとき

（２）正当な理由なく、期間内に契約を履行する見込みが無いと認められたとき

（３）重大な損害を与え、あるいは重大な危害を及ぼしたとき

（４）監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき

（５）財産について、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立てもしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、または支払停止、支払不能の事由が生じたとき

（６）合併、解散または営業の全部もしくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき

（７）災害その他やむを得ない事由により契約の履行が困難と相手方が認めたとき

（８）財産状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき

（９）暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合

（１０）反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは役務提供等している場合、または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合

（１１）反社会的勢力と交際している場合

（１２）反社会的勢力と何らかの関係を持っている場合

第８条（機密保持）

お客様または弊社は、相手方の書面による事前の承諾なしに本契約に関して相手方から開示を受けた営業上、その他の業務上の秘密情報（以下「機密情報」といいます）を第三者に開示・漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に含めないものとします。

（１）既に保有している情報

（２）機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

（３）第三者に対する開示について事前に相手方の書面による承諾を得た情報

（４）相手方から開示を受けた情報によらず、自己が独自に開発した情報

（５）既に公知の情報、または自己の責によらずして公知となった情報

（６）相手方が第三者に対して機密保持義務を課すことなく開示している情報

（７）相手方自身が機密として管理していない情報

第９条（個人情報の取扱い）

お客様または弊社は、相手方から開示を受けた個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ）について、個人情報保護法に基づく適切な安全管理のもとに取り扱うものとし、第三者に対して一切開示または漏洩してはならないものとします。また個人情報について、相手方の書面による事前の承諾なくして複製改変してはならないものとします。但し、保守サービスを実施する目的のための開示は、お客様は予め承諾しているものとします。

第１０条（存続条項）

本約款第４条、第５条、第８条、第９条、本条および第１２条の各条項は、本契約の有効期間が満了しまたは終了した後も有効に存続するものとします。

第１１条（協議事項）

本約款に定めのない事項および疑義のある事項については、両当事者は信義に基づき誠実に協議して解決するものとします。

第１２条（準拠法、合意管轄）

１．本約款の解釈は、日本国の法律に準拠するものとします。

２．本約款に関して発生するすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

※注意事項

①下記製品については 2015 年 6 月末をもって、保守サービスの全てを終了させていただきます。

・EDI-Master PRINT（待機系含む）

②下記製品については 1：2015 年 4 月末をもって、保守サービスの内、第 1 条第 2 項（4）パッチファイルの提供、を、2：2016 年 4 月末をもって、保守サービスの全てを終了させていただきます。

・EDI-Master B2B for JCA-Server（待機系含む）

・EDI-Master B2B for BANK-Server（待機系含む）

・EDI-Master B2B for BANK TCP/IP-Server（待機系、暗号化追加オプション含む）

・EDI-Master B2B for JCA-Client【2 回線～8 回線版】（待機系含む）

・EDI-Master B2B for BANK-Client【2 回線～8 回線版】（待機系含む）

・EDI-Master B2B for BANK TCP/IP-Client【2 回線～8 回線版】（待機系含む）

・EDI-Master B2B for BANK TCP/IP-Client 暗号化追加オプション（待機系含む）

以上